

### 3 アルコール健康障害対策推進の基本的施策

#### (1) 教育の振興・普及啓発等

##### (目標)

節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスクに関する知識及びアルコール依存症は精神疾患であるが、治療により回復するという認識を普及することを目標とします。

沖縄県ではアルコール健康障害の発生を予防するため、メディア CM や県のホームページ、広報誌、パネル展、節酒カレンダーアプリ活用推進など県民への広報・啓発により、節度ある適度な飲酒や飲酒に伴うリスク等の情報発信を行っています。

飲酒に伴うリスクについては、学校教育において保健等で学習が行われており、住民や事業所に対しては医療保険者による保健指導も行われています。

しかし、沖縄県では、未成年者の飲酒、妊産婦の飲酒、成人の多量飲酒、アルコール性肝疾患などが課題となっていることから、取組を充実強化する必要があります。

また、アルコール依存症については飲酒をしていれば誰でもなる可能性がある疾患だが、誤解や偏見が存在するため、治療により回復する等、アルコール依存症に関する正しい知識を社会全体に浸透させる必要があります。

##### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	<p>① 節度ある適度な飲酒等に関する啓発ツールを作成する。</p> <p>② 未成年者、妊産婦、若い世代、多量飲酒者など特に配慮を要する者に対して、節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスク等について啓発、情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各種啓発週間や講演会、各種イベント等、様々な場での啓発</li><li>・節酒カレンダー、アプリの周知・普及</li></ul> <p>③ アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各種啓発週間や講演会、各種イベント等、様々な場での啓発</li></ul> <p>④ 飲酒運転防止の啓発については、取組を強化する。</p> <p>⑤ 交通安全運動を年4回(春、夏、秋、年末・年始)実施する。</p>
県(総合精神保健福祉センター)	① 県民やアルコール健康障害対策担当者等へアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。

取組主体	取組内容
県保健所 那覇市保健所	<p>① 未成年者、妊産婦、若い世代、多量飲酒者など特に配慮を要する者に対して、節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスク等について啓発、情報提供を行う。</p> <p>② アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。</p> <p>③ 県民に対してアルコール健康障害・関連問題等に関する普及啓発を行う。</p>
学校等教育機関	<p>① 小・中・高校において、児童生徒の年齢に応じ、アルコールが心身に及ぼす影響等について教育を実施する。</p> <p>② 教職員等に対して、アルコールが心身に及ぼす影響等についての知識の周知を行う。</p> <p>③ 保護者向けに、子どもの飲酒による心身に及ぼす影響等についての啓発を行う。</p>
警察	<p>① 飲酒に伴うリスク(未成年者、多量飲酒者等のリスク)等の啓発、情報提供を行う。 ・各種啓発週間や講演会、各種イベント等、様々な場での啓発</p> <p>② 飲酒運転防止、泥酔及び路上寝込み防止の啓発については、取組を強化する。</p> <p>③ 交通安全運動を年4回(春、夏、秋、年末・年始)実施する。</p>
市町村	<p>① 住民に対して、節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスク(未成年者・妊産婦・若い世代・多量飲酒者のリスク)等の啓発、情報提供を行う。 ・各種啓発週間や講演会、各種イベント等、様々な場での啓発</p> <p>② アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。 ・各種啓発週間や講演会、各種イベント等、様々な場での啓発</p> <p>③ 自治会や青年会、保健推進員等の地区組織を活用し、節度ある適度な飲酒等を推進する。</p>
医療機関	<p>① 来院者に対して、節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスク等の情報提供を行う。</p>
事業主	<p>① 従業員等に対して、節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスク(未成年者・妊産婦・若い世代・多量飲酒者のリスク)等の周知に努める。</p> <p>② 従業員に対して節酒カレンダー、アプリの周知及び活用に努める。</p> <p>③ 従業員に対してアルコール依存症に関する正しい知識の周知に努める。</p>
医療保険者	<p>① 節度ある適度な飲酒、飲酒に伴うリスク(妊産婦・若い世代・多量飲酒者のリスク)等の啓発、情報提供を行う。</p> <p>② 節酒カレンダー、アプリの周知・普及を行う。</p> <p>③ アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。</p>

取組主体	取組内容
酒類製造事業者 酒類卸売・小売事業者 酒類販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 飲酒に伴うリスク(未成年者・妊産婦・若い世代・多量飲酒者のリスク)等の啓発に協力する。</li> <li>② 各種啓発週間や各種イベント等、様々な場での啓発に協力する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者飲酒防止キャンペーン</li> </ul> </li> <li>③ 飲酒運転防止の啓発、取組を継続する。 交通安全運動を年4回(春、夏、秋、年末・年始)実施する。</li> </ul>

## (2) 不適切な飲酒の誘引防止

(目標)
行政機関や酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標とします。

未成年者や妊産婦など飲酒すべきでない者に対する取組としては、酒類事業者による商品ラベルへ飲酒すべきでない者への警告の表示や、売り場での未成年者への販売禁止の徹底など、不適切な飲酒の誘引防止策が行われています。

しかし、未成年者や妊産婦の飲酒の防止については、更に徹底する必要があることや、本県の飲酒習慣の課題となっている成人の多量飲酒などに取り組む必要があります。

### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 酒類を製造、流通販売、提供する関係事業者に対し、不適切な飲酒の誘引防止となる取組を促進する。</li> <li>② 酒類業の従事者向け、アルコールの知識等研修会等を実施する。</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 酒類業者に対し、未成年者への販売・提供について、指導・取締りを強化する。</li> <li>② 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供禁止の周知を徹底する。</li> <li>③ 風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、指導・取締りを強化する。</li> <li>④ 酒類を飲用等した未成年者の補導を強化する。</li> </ul>

取組主体	取組内容
酒類製造事業者	① 県等のアルコール健康障害対策へ協力する。(基本法第6条 事業者の責務 国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力する)
酒類卸売・小売事業者	② 飲酒者に対し不適切な飲酒を誘引することがないよう努める。
酒類販売事業者	③ 未成年者等への酒類販売の禁止を徹底する。 ④ 酒類販売管理研修を定期的に受講する。 ⑤ 酒類の特殊性とリスク等についての知識の取得に努める。 ・従業員向けの研修会等への参加

### (3) 健康診断及び保健指導

(目標) 地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備を目標とします。
--

地域や職域においては、医療保険者の実施する健康診断などの問診票による飲酒習慣の把握や、飲酒頻度や飲酒量が一定以上の者に対する指導が行われています。

AUDIT の結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげる取組が必要です。

アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う体制整備が必要です。

### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	① 保健指導プログラムでは、AUDITの結果、問題飲酒ではあるがアルコール依存症までは至っていない者へはブリーフインターベンション <sup>(注)</sup> を行い、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されており、医療保険者における取組を推進する。 ② アルコール健康障害を予防するための早期介入や、保健指導におけるAUDITやその評価結果に基づくブリーフインターベンションの活用状況について、調査を行う。
県(総合精神保健福祉センター)	① 保健指導に従事する者に対して、飲酒が健康に及ぼす影響やアルコール健康障害の予防及び早期介入方法等の研修を実施する。

取組主体	取組内容
県保健所	① 保健指導プログラムでは、AUDITの結果、問題飲酒ではあるがアルコール依存症までは至っていない者へはブリーフインターベンションを行い、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されており、市町村に対し、アルコール健康障害及びアルコール関連問題について必要な指導助言を行う(県本庁関係課と連携)。
市町村	① 特定保健指導等の際に、節度ある適度な飲酒の推進やAUDITを活用するなど、アルコール依存症予防を推進する。 ② アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関や必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、断酒に向けた支援を行う。 ③ 妊婦・乳幼児健診において、飲酒者に対し指導を行う。
産科医療機関	① 妊婦健診において、妊娠中は飲酒しないよう指導を行う。
事業主	① アルコール依存症が疑われる者へ、適切な相談機関や医療機関、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、断酒に向けた支援を行う。 ② 職場健診等を活用したアルコール健康障害の予防及び早期介入の推進に努める。
医療保険者	① 保健指導等の際に、節度ある適度な飲酒の啓発や、ブリーフインターベンションを実施する。 ② AUDITを活用したアルコール依存症の予防を推進する。 ③ アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関や必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、断酒に向けた支援を行う。 ④ 産業保健スタッフへ、アルコール健康問題に関する研修を実施する。
産業保健総合支援センター 地域産業保健センター	① 地域産業保健センターにおける保健指導等の際に、節度ある適度な飲酒の啓発や、ブリーフインターベンションを実施する。 ② アルコール依存症が疑われる者に対しては、適切な医療機関や必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、断酒に向けた支援を行う。 ③ 産業保健総合支援センターにおける、事業所等産業保健スタッフへ、アルコール健康問題に関する研修を実施する。

(注) インターベンションは介入を意味し、ここでは減酒支援のため対象者の飲酒行動等の行動に対して変化をもたらすことを目的とした短時間のカウンセリングを意味します。

#### (4) アルコール健康障害に係る医療の連携・充実等

(目標)
アルコール依存症の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関の機能を明確化し、必要な専門医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標とします。

アルコール依存症については、専門病棟を有する精神科病院や依存症の回復プログラムを有する精神科医療機関において治療が行われています。

アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携を進めていく必要があります。

また、地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する必要があります。

#### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	<p>① アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるため、関係機関に連携先のリストを配布し、周知を図る。</p> <p>② 地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。</p> <p>③ 専門医療機関を中心として、内科、救急等の一般医療機関や精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携体制を構築する。</p> <p>④ 内科、救急等の一般医療機関や精神科医療機関の医療従事者に対し、アルコールに関する正しい知識の啓発、減酒につなげる手法等の研修等を実施する。</p>
県(総合精神保健福祉センター)	<p>① こちらの支援機関リストを作成し、アルコール依存症治療をしている医療機関の周知を行う。</p> <p>② 内科、救急等の一般医療機関や精神科医療機関の医療従事者に対し、アルコールに関する正しい知識の啓発、減酒につなげる手法等の研修等を実施する(本庁関係課との連携)。</p>
専門医療機関	<p>① 必要に応じて、内科・救急等の一般医療機関と連携し、適切な医療を提供する。</p> <p>② 医療従事職員の技術向上に取り組む。</p>
医療機関	<p>① 医療機関等において、依存症が疑われる者を専門医療機関への受診につなげる。</p>

#### (5) 相談支援等

##### (目標)

相談から治療、回復支援に関する機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、アルコール健康障害を有している者とその家族が適切な支援を受けられる体制を構築することを目指します。

アルコール関連問題の相談支援については、沖縄県立総合精神保健福祉センターや保健所等を中心として対応していますが、相談支援対策の充実強化を図るため、地域

の相談窓口、医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援につなげる連携体制を構築する必要があります。

(充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アルコール関連問題の相談支援に関わる機関・団体の役割を明確にし、アルコール健康障害を有している者及びその家族が気軽に相談できる体制を構築する。</li> <li>② 地域における行政・医療機関・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、適切な相談や治療、回復支援につなげる連携体制を構築する。</li> </ul>
県(総合精神保健福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アルコール関連問題に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。</li> <li>② 医療、保健、行政、司法、教育、自助グループ、回復支援機関等が参加するアディクション連絡会議を開催し、相談体制の連携の強化を図る。</li> <li>③ 保健所及び関係機関の相談支援を行う者に対し、研修等を実施する。</li> </ul>
県保健所 那覇市保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アルコール関連問題に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。</li> <li>② 地域におけるアルコール関連問題の相談支援について、適切な相談、治療及び回復支援機関や団体と連携し支援を行う。</li> <li>③ 家族・関係機関の相談支援を行う者に対し、研修等を実施する。</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警察機関の相談業務担当者及びアルコール関連問題担当者は、アルコール健康障害・関連問題等に関する基礎知識等の習得に努める。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域におけるアルコール関連問題の相談支援について、適切な相談、治療及び回復支援機関や団体と連携し支援を行う。</li> <li>② AUDITを実施するなどにより、本人の状況に応じた適切な機関へつなげる。</li> <li>③ 市町村アルコール健康障害対策担当者は、アルコール健康障害・関連問題等に関する基礎知識等の習得に努める。</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適切な相談や必要な治療の実施、自助グループ等適切な機関につなげる。</li> </ul>
自助グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 断酒等に関する相談の実施や、必要な治療、回復支援につなげる。</li> </ul>
各種相談機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 飲酒に関する相談等において、関係機関と連携し、必要な治療、回復支援につなげる。</li> </ul>

## (6) アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

### (目標)

アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者やその家族について、沖縄県立総合精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目指とします。

飲酒運転については、刑務所や保護観察所において飲酒運転防止プログラムが行われています。

飲酒運転で検挙された者や暴力、虐待、自殺未遂等をした者のうちアルコールの問題を有する者に対しては、関連する各相談機関とアルコール依存症対策の専門相談機関である沖縄県立総合精神保健福祉センターや保健所等との連携体制の構築を進めます。

### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	① アルコールに関連して暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する適切な支援につなげるための連携強化に取り組む。
県(総合精神保健福祉センター)	① 飲酒運転やアルコールに関連して暴力・虐待・自殺未遂等をした者でアルコール依存症が疑われる場合、関係機関の求めに応じて必要な支援を行う。
県保健所 那覇市保健所	① 飲酒運転やアルコールに関連して暴力・虐待・自殺未遂等をした者でアルコール依存症が疑われる場合、関係機関の求めに応じて必要な支援を行う。
警察	① 飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合、相談機関や医療機関等について周知する。 ② 飲酒運転者・泥酔者及びその家族に対して、相談機関や医療機関、飲酒講座等について周知する。
自助グループ	① 適切な相談を実施する。
各種相談機関	① 適切な相談を実施する。

## (7) 社会復帰の支援

### (目標)

アルコール依存症が回復する病気であること等のアルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を行うとともに、地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うことで、円滑な社会復帰を促進することを目標とします。

アルコール依存症の当事者の回復、休職からの復職・継続就労等社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す必要があります。

沖縄県立総合精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用するなど、取り組みを進めていく必要があります。

#### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	① アルコール依存症が回復する病気である等を社会全体に啓発し、アルコール依存症者に対する理解を進めるために取り組む。
県(総合精神保健福祉センター)	① アディクションフォーラム等を開催し、自助グループや回復支援機関利用者等と直に交流する場をつくり、アルコール依存症者への理解促進及び偏見の解消に取り組む。 ② 認知行動療法を中心とした薬物・アルコール依存症ショートケアを実施し、再飲酒防止など回復支援に取り組む。 ③ アルコール依存症者の回復支援を行う関係機関に対して必要な助言を行う。
県保健所 那覇市保健所	① 地域においてアルコール依存症が回復する病気である等を啓発し、アルコール依存症者に対する理解を進める。 ② アルコール依存症等の治療、回復支援について、必要に応じて自助グループ及び回復施設と連携して取り組む。
市町村	① アルコール依存症が回復する病気である等を啓発し、アルコール依存症者に対する理解を進める。 ② アルコール依存症等の治療、回復支援について、必要に応じて自助グループ及び回復施設と連携して取り組む。
医療機関	① アルコール依存症者の回復支援を行う関係機関と連携し、必要な助言及び支援を行う。
自助グループ	① 保健所・医療機関・回復支援施設等が行う取り組みへの協力に努める。
就労支援機関	① アルコール依存症者の就労支援について必要に応じて保健所、医療機関、回復支援施設等と連携して支援を行う。

#### (8) 民間団体の活動に対する支援

(目標) 行政機関において、自助グループや民間団体との連携を推進することを目標とします。
---

断酒会等の自助グループでは、アルコール依存症に悩む当事者や家族が、当事者間の話し合いを通して回復に向けた活動（例会等）が行われているほか、アルコール依存症に関する知識を普及するための活動を実施しています。

行政機関においては、自助グループや民間団体の活動の場を広げていくための支援を行っていく必要があります。

#### (充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	<p>① 自助グループの活動に対する必要な支援を行う。</p> <p>② アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、民間団体等との連携を推進する。</p>
県(総合精神保健福祉センター)	<p>① アディクション連絡会議等において、自助グループ、回復支援機関等の参加を進め、関係機関へ自助グループの活動及び役割等を周知する。</p> <p>② 自助グループ、回復支援機関と連携協力し、利用者や家族の体験談、回復事例等の紹介をする機会をつくり、県民や関係機関へアルコール依存症の正しい知識や回復する病気であることを啓発する。</p> <p>③ 民間団体と連携協力し、アルコール関連問題に関する啓発及び相談支援等を強化・充実する。</p>
県保健所 那覇市保健所	<p>① 地域において自助グループの活動に対する支援を行う。</p> <p>② 自助グループの活動については、関係機関と連携し、自助グループの機能に応じた役割を果たす機会や場所の提供等を行う。</p> <p>③ 自助グループを利用した回復者の体験談や回復事例等の紹介により、回復支援における自助グループの役割等を啓発する。</p> <p>④ アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、民間団体等との連携を推進する。</p>
学校等教育機関	<p>① 教育機関において自助グループ回復者の体験談や回復事例等の紹介により、回復支援における自助グループの役割等を果たす機会の提供や啓発を行う。</p>
市町村	<p>① 自助グループの活動に対する支援を行う。</p> <p>② 自助グループの活動については、関係機関と連携し、自助グループの機能に応じた役割を果たす機会や場所の提供等を行う。</p>

(9) 人材の確保等 [基本的施策1～8に掲げる項目を再掲]

(充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 酒類業の従業者向け、アルコールの知識等研修会等を実施する。[(2)不適切な飲酒の誘引防止]</li> <li>② 内科、救急等の一般医療機関や精神科医療機関の医療従事者に対し、アルコールに関する正しい知識の啓発、減酒につなげる手法等の研修等を実施する。[(4)アルコール健康障害に係る医療の連携・充実等]</li> </ul>
県(総合精神保健福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保健指導に従事する者に対して、飲酒が健康に及ぼす影響やアルコール健康障害の予防及び早期介入方法等の研修を実施する。[(3)健康診断及び保健指導]</li> <li>② 内科、救急等の一般医療機関や精神科医療機関の医療従事者に対し、アルコールに関する正しい知識の啓発、減酒につなげる手法等の研修等を実施する(本庁関係課との連携)。[(4)アルコール健康障害に係る医療の連携・充実等]</li> <li>③ 保健所及び関係機関の相談支援を行う者に対し、研修等を実施する。[(5)相談支援等]</li> </ul>
県保健所 那覇市保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族・関係機関の相談支援を行う者に対し、研修等を実施する。[(5)相談支援等]</li> </ul>
学校等教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教職員等に対して、アルコールが心身に及ぼす影響等についての知識の周知を行う。[(1)教育の振興・普及啓発等]</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供禁止の周知を徹底する。[(2)不適切な飲酒の誘引防止]</li> <li>② 警察機関の相談業務担当者及びアルコール関連問題担当者等は、アルコール健康障害・関連問題等に関する基礎知識等の習得に努める。[(5)相談支援等]</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村アルコール健康障害対策担当者は、アルコール健康障害・関連問題等に関する基礎知識等の習得に努める。[(5)相談支援等]</li> </ul>
専門医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療従事職員の技術向上に取組む。[(4)アルコール健康障害に係る医療の連携・充実等]</li> </ul>
医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 産業保健スタッフへ、アルコール健康問題に関する研修を実施する。[(3)健康診断及び保健指導]</li> </ul>
産業保健総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 産業保健総合支援センターにおける、事業所等産業保健スタッフへ、アルコール健康問題に関する研修を実施する。[(3)健康診断及び保健指導]</li> </ul>
酒類製造事業者 酒類卸売・小売事業者 酒類販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 酒類の特殊性とリスク等についての知識の取得に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員向けの研修会等への参加</li> </ul> </li> <li>[(2)不適切な飲酒の誘引防止]</li> </ul>

(10) 調査研究の推進等 [基本的施策 1～8 に掲げる項目を再掲]

(充実強化する取組)

取組主体	取組内容
県(本庁関係課)	① アルコール健康障害を予防するための早期介入や、保健指導におけるAUDITやその評価結果に基づくブリーフインターベンションの活用状況について、調査を行う。[(3)健康診断及び保健指導]